

【全般】 地域包括ケアシステムの深化・推進

- ・団塊世代が75歳以上となる2025(平成37)年に向けて、8期、9期計画も含めた中長期的な視点に基づく施策の検討
さらには、団塊ジュニア世代が65歳以上となる2040(平成52年)も見据えた計画の策定
- ・都市部、中山間地域、周辺地域など、それぞれの地域で異なる地域課題の把握

① いつまでも活躍できるまち「おかやま」

- ・高齢者の社会参加を進める「生涯現役応援センター」のあり方
- ・高齢者が地域社会の担い手・支え手となる環境づくり
(地域づくりのコーデイネート方法や、地域団体・関係団体・NPO・行政等との連携のあり方)
- ・健康寿命の延伸に向けた、市民の日常的な活動量の増加や運動習慣の定着化策

② 状態を改善するための多様なサービスの展開

- ・「介護予防センター」の専門性の活用策
- ・総合特区により進めてきた取組の今後の展開方向
- ・地域ケア会議のあり方

③ 介護状態になっても医療を含めた施設、在宅を選択できるまち(サービスバリエーションの確保)

- ・高齢者人口の動向や介護資源の状況等を踏まえた各種サービスのあり方
- ・複雑・多様化する課題に対応できる「地域包括支援センター」のあり方
- ・認知症の早期発見、早期診断・対応に向けた体制のあり方
- ・在宅・医療介護の推進(「地域ケア総合推進センター」のあり方や市民・専門職へのACP(事前ケア計画)の普及・啓発等)
- ・人材の確保・育成

第6期計画における主要な取組

【取組方針1】 健康寿命の延伸

- 【「健康市民おかやま21(第2次)」の推進】
 - ・ウオーキングやツリええとこ発見図」の作成・活用や低栄養予防、ロコモティブシンドROME予防の啓発等により、認知症予防や介護予防を含めた健康づくりを推進
 - 【「スタートウエルネスシティ総合特区事業の実施】
 - ・健康づくり無関心層も含め、歩くことを中心に、日常的な活動量の増加や運動習慣の定着を目的とした実証実験を実施
- 【自主的な介護予防の促進】
 - ・他都市に先駆けて設置した「介護予防センター」において、介護予防教室の開催やオリジナル体操の普及啓発を実施し、高齢者の自主的な介護予防活動を促進

【取組方針2】 社会参加の促進

- 【生涯現役社会づくり】
 - ・意欲ある高齢者と地域における活躍の場とをコーディネートする「生涯現役応援センター」を平成27年に開設し、高齢者の社会参加を促進
 - ・生涯現役社会の機運醸成に向けたセミナー等の開催
 - ・地域や社会における高齢者の活躍の場や仲間づくり、外出の機会の提供による健康・生きがいの向上

【取組方針3】 在宅医療・ 介護の推進

- 【在宅を支える基盤整備、在宅への流れの構築】
 - ・急性期から在宅移行までスムーズに引き継ぐことのできるネットワークづくりと情報共有を図るため、病院と地域医療・介護の連携や多職種間での顔が見える関係づくりを推進
 - ・在宅医療・療養を支える医師や看護師、薬剤師等の人材づくり等の推進
 - ・総合相談、在宅医療の推進及び医療と介護の連携強化、地域包括支援センターの活動支援及び認知症ケアの推進等の機能を担う、「岡山市地域ケア総合推進センター」を平成27年に市民病院内に設置
- 【市民がつくる在宅医療】
 - ・市民が適正な医療サービスを受けるために必要な医療や介護の正しい知識を得られるよう、公民館等での市民出前講座の開催や市民と専門職が意見交換できる場の提供、市民や専門職等へのACP(事前ケア計画)の普及・啓発等
- 【在宅介護特区的推進】
 - ・在宅介護分野に特化した全国初の「岡山型持続可能な社会経済モデル構築総合特区」において、デイサービス改善インセンティブ事業や介護機器貸与モデル事業等に取り組み、介護サービスの質の向上や最先端機器を活用した在宅介護生活支援等を推進

【取組方針4】 認知症高齢者 対策の推進

- 【早期発見・早期支援の体制整備】
 - ・認知症の正しい知識や早期発見・早期支援の必要性の普及啓発
 - ・医療・介護の専門職で構成する「認知症支援チーム」の設置
- 【地域の見守り、支援体制の整備】
 - ・徘徊等で行方不明になった際の早期発見や事故の未然防止のため、「認知症サポーター」の養成等、地域における見守り体制づくり
 - ・認知症の人と家族が地域の中で孤立することのない支援体制づくり

第6期計画における主要な取組

【取組方針5】
高齢者にやさしい
まちづくり

- 【日常生活を支援する体制づくり】
- ・生活・介護支援サポーターの養成等、高齢者の日常生活を支援する様々な事業の実施、関係者と連携した見守り体制の構築
 - ・緊急通報システム事業、給食サービス事業等を実施し、自立して安全・快適な生活を営むための在宅生活の支援
- 【安定した住まいの確保】
- ・経済上の理由等で課題を抱える高齢者の受け皿としての養護老人ホーム、軽費老人ホームへの適切な措置及び入所
 - ・有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅(サ高住)への適切な指導・監督
- 【高齢者を地域全体で支える体制の充実】
- ・高齢者を地域全体で支える体制において、地域で暮らす高齢者を介護・保健・医療・福祉など様々な面から総合的に支援
 - ・地域ケア会議を開催し、保健・医療・福祉分野の多職種との協働により、個別事例の検討、地域課題の抽出
 - ・高齢者虐待について、地域包括支援センターと連携し、早期発見、早期対応、支援に向けた取組を推進

【取組方針6】
介護サービス等の
充実

- 【介護サービスの計画的な整備の推進】
- ・特別養護老人ホームをはじめ、施設・居住系サービスの計画的な整備の実施
 - ・介護老人保健施設の計画的な整備
 - ・グループホーム(認知症対応型)の計画的な整備
 - ・地域密着型サービス(定期巡回・随時対応型訪問介護看護等)の提供基盤の整備

【取組方針7】
新しい総合
事業の取組

- 【総合事業の推進(介護予防、日常生活支援)】
- ・要支援者等に対する訪問、通所サービスについて、現行相当サービスを維持しつつ新たなサービス類型を創設し、サービスを多様化
 - ・介護予防に係る既存事業を全てで高齢者が参加できる一般介護予防事業に再編し、「介護予防センター」の専門性やノウハウをいかした効果的な介護予防事業を展開
- 【支え合いによる地域づくりに向けた体制整備】
- ・地域での支え合い活動の機運を醸成し、活動を支援するため、全市レベルでの支え合い推進会議(協議体)、支え合い推進員(生活支援コーディネーター)の設置
 - ・地域づくりに関係する部署及び関係団体の職員が、地域に関する情報を共有し、一体的に事業を推進するための体制整備
 - ・地域住民、地区組織・団体、地域包括支援センター、社会福祉協議会や民間事業者等との連携の推進

計画の
適切な運営

- 【適切なサービスの確保】
- ・事業者の指定及び指導監督の適正な実施によるサービスの質の向上
 - ・各サービス量は、概ね見込み通りに推移
- 【介護人材の確保・育成】
- ・平成28年から本市独自の取組として、介護サービス、介護の仕事に対する理解を深める「交流事業」や、事業者が困難事例への対応策、事務効率化等に関する専門家を派遣する「派遣事業」を実施